

学術・研究活動 / 国際標準に 障害となる特許発明の活用方法

2004年7月21日

武田薬品工業株式会社

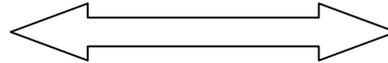
秋元 浩

公共の利益のための裁定制度の適用拡大

特許法

発明公開の代償としての独占権
例外：第三者との利益衡量：公共の利益を損なわない事

資本主義経済の
適正な発展を目的



独占禁止法

私的独占の禁止
判断基準：競争秩序の維持、消費者の利益確保、公共の利益

公共の利益とは？（独禁法）

一定の取引分野における競争を実質的に制限しない

過剰な技術独占は当該産業の健全な発展を阻害し、公共の利益に反する

かかる弊害の除去は独占禁止法の適用対象

公共の利益

特許法第93条 公共の利益のための裁定の適用

現行運用要領：当該産業全般の健全な発展を阻害し、国民生活に実質的な弊害がある場合

適用事例の追加（提案）

学術および研究活動に障害となる発明
国際標準に障害となる発明